

「仕事と育児・介護」の両立に向けた行動計画

従業員が『仕事』と『育児・介護』を両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動計画 令和4年10月1日～令和9年9月30日までの5年間

2. 計画内容

目標1 職場における育児介護に関する意識を高め、育児介護を行う従業員に対し、理解と協力が得られる風土・体制とする。男性従業員・女性従業員を問わず育児介護制度利用を申請した際に、引継等の手順が確立されており、安心して育児介護休業が取れるようにする。

目標達成のための対策

- 通院検診付き添いのための休暇、看護・介護のための休暇、学校行事等への参加のための休暇などについての有給または欠勤に対し、申出がしやすい職場内の体制を整備する。
- 仕事の引継体制の明確化、柔軟な職務の分担やそれに対応できる人材育成に努める。

目標2 職員又はその配偶者の妊娠・出産時に、業務の進捗状況を妊娠中の職員からのヒアリング等により確認したうえで、妊娠中の職員の健康や安全に配慮しつつ、必要に応じて業務分担の見直しを行う。

目標達成のための対策

- 各種作業手順書に沿い、職員の多能工化を進める。多能工化を進める際、未経験の作業を行わせることが多く、失敗が起こる確率も高いことから、社員が行動しているときは上司・管理職のサポート・フォローできる体制を整備する。

目標3 男性の出生時育児休業、育児休業の取得についての周知・取得を促進する。

目標達成のための対策

- 人事担当部署及び所属の管理職は、男性職員が子どもの出生に伴う父親の特別休暇（2日）や育児休業及び年次有給休暇等の取得を活用し積極的に子育てに参画するよう啓発を図る。